

2022年5月13日

各 位

会 社 名 日本電子株式会社 代表者名 代表取締役社長兼COO 大井 泉 (コード番号 6951 東証プライム市場) 問合せ先 執行役員 経営戦略室長 塩田 将司 TEL (042)543-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の当社第75回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社 定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、当社定款第19条(取締役の任期)について、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を設けるものであります。
- (4) 業務執行と監督の分離を進めることを目的として、取締役社長、取締役会長および取締役副会長という 職位を廃止し、会長執行役員および社長執行役員という新たな役職を設けるため、当社定款第20条(代 表取締役および役付取締役)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、当社定款第23条(取締役会の招集者および議長)について、 取締役会の招集者および議長を最高経営責任者(CEO)から取締役会があらかじめ定めた取締役とする ものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電子ビーム、イオンビーム、X線、光線等応用	(1) (現行どおり)
装置の製造販売	
(2) 半導体製造装置および検査装置の製造販売	(2) (現行どおり)
(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売	(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売なら
	びにこれに付帯する工業薬品および試薬の製造販
	<u>売</u>
(4) 高周波および真空応用装置の製造販売	(4) (現行どおり)
(5) 電子計算機その他の情報機器の製造販売	(5) (現行どおり)
(6) 医用機器の製造販売ならびにこれに付帯する一	(6) 医用機器の製造販売 <u>および修理</u> ならびにこれに
般医薬品、工業薬品および試薬の販売	付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の製造
	販売
(7) 教育用機器の製造販売	(7) (現行どおり)
(8) 一般電気機械器具の製造販売	(8) (現行どおり)
(9) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、	(9) (現行どおり)
講習ならびにコンサルテーション	
(10) 前各号に関連する物品の輸出および輸入	(10) (現行どおり)
(11) 前(1)号から(8)号までに関連する各製品の中	(11) (現行どおり)
古品および部品の販売	
(12) 不動産ならびに前(1)号から(8)号までに関連す	(12) (現行どおり)
る製造および販売設備の賃貸	
(13) 建築、管工事、電気設備 <u>および</u> 室内装飾の設計、	(13) 建築、管工事、電気設備、室内装飾およびとび・
施工、管理	土工工事の設計、施工、管理
(14) 施工装備等の販売および関連工事	(14) (現行どおり)
(15) 労働者派遣事業	(15) (現行どおり)
(16) 前各号に関連する事業への投資	(16) 現行どおり)
(17) 前各号に付帯する一切の事業	(17) (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	(削除)
提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	
女子 車箱 車業却生 計算車箱は ト 7 以南灶計算車箱に	

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に 記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供したもの とみなすことができる。

(新 設)

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、その選任後<u>2</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時に満了する。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役 を選定する。
- 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する.
- 3. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締 役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長若干名を 選定することができる。
- 4. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1名、最高執行責任者(COO) 1名を選定する ことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者(CEO)</u>が招集し、議長となる。 <u>最高経営責任者(CEO)</u>に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順字により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新 設)

変 更 案

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、その選任後<u>1</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時に満了する。

(代表取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役 を選定する。
- 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(削)除)

3. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1名、最高執行責任者(COO) 1名を選定する ことができる。

(取締役会の招集者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、<u>取締役会があらかじめ定めた取締役</u>が招集し、 議長となる。
- 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順字により、他の取締役が招集し、議長となる。

附則

- 1. 改正前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までに 開催する株主総会については、改正前定款第15条は なお効力を有する。
- 3. 前二項および本項は、2023年2月28日または前項 の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。
- 4. 定款第 19 条の規定にかかわらず、2021 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において選任された取締役の 任期は、2023 年開催の定時株主総会終結の時までと する。なお、本項は当該期日経過後これを削除する。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日 定款一部変更の効力発生日

2022年6月28日 (予定) 2022年6月28日 (予定)